

ふるさと

農山漁村地域力発掘支援モデル事業

ふるさと 宝
～ みんなで守り伝えよう！農山漁村の資源 ～

【追加採択地区用】

継続地区への適用はご注意ください。

平成20年12月24日
農林水産省農村振興局

< 目 次 >

1. ^{ふるさと}農山漁村地域力発掘支援モデル事業の概要
2. 事業実施手続き等の流れ
3. 活動のテーマ及び活動事例
4. 助成対象経費
5. 助成金の会計経理
6. 他事業との連携
7. 問い合わせ先

1. 農山漁村地域力発掘支援モデル事業の概要

～地域力(地域資源と人材)を発掘し、農山漁村を活性化～

本事業は、農山漁村にある有形無形の地域資源と、それを活用し地域づくりを行う人材(地域協議会)を「地域力」として捉え、これを発掘し、その立ち上がりを支援することで持続可能で活力ある農山漁村の実現を目指します。

キーワードは、**農山漁村活性化と自立**



自立って？



「**自立**」とは、本事業を活用して、以下に示すような仕組みを構築することを想定しています。

活動の実施による利益、企業・個人等からの寄附、助成金等により活動経費を自前で確保する仕組みの構築

ボランティア等の労働力を継続的に確保する仕組みの構築

定住人口や地域の若者の数が増え、今後も活動を継続して行う担い手を継続的に輩出できる仕組みの構築 など

具体的には

本事業では、多様な主体で構成される地域協議会が、地域資源を活用し、**国が定める活動内容** に則した**新たな活動(従来から実施している活動を単に継続して実施するものは対象外)**を行う地区を**モデル地区**として採択。

活動内容は「3. 活動内容及び活動事例」を参照ください

<ステップ1>

まず、自分たちの地域の活性化とは何か、また、それを実現し、持続可能とするためには何を目標とし、地域のどのような資源を活用し、どのような活動を行うのかを、地域に関係する様々な方が知恵を出し合い、**ふるさとづくり計画を作成**していただきます。

<ステップ2>

次に、作成したふるさとづくり計画に基づき、地域の力を結集して**実際に活動**を行い、毎年その結果について自ら評価検証し、国に報告していただきます。

<ステップ3>

本事業の最終年である4年目に、**今後の概ね5年間の活動計画(持続可能ふるさとづくり計画)を作成**していただき、**事業終了後5年間、その活動結果について国及び市町村に報告**していただきます。

支援内容

本事業では、

<ステップ1> のふるさとづくり計画策定費として、**上限100万円/地区(事業初年度のみ)**

<ステップ2> の活動費として、**上限200万円/地区・年**を**4年間継続**して助成します。

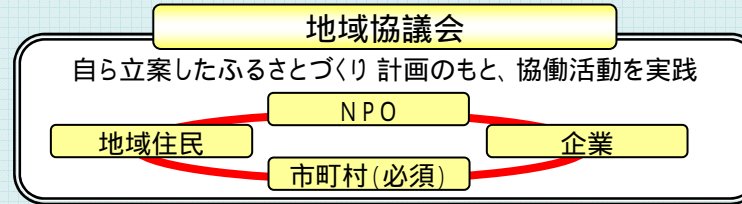
また、<ステップ1> <ステップ2> の各段階で、必要に応じ**アドバイザーの派遣や指導助言**など、側面的な支援も行います。

<ステップ3> では、**国は事業終了後5年間は引き続き指導助言**を行います。

事業の全体イメージ

ふるさと 農山漁村地域力発掘支援モデル事業

事業対象範囲

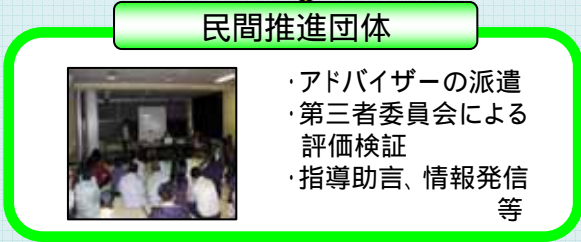


直接支援

国

直接支援

計画策定
(初年度定額: 上限100万円)



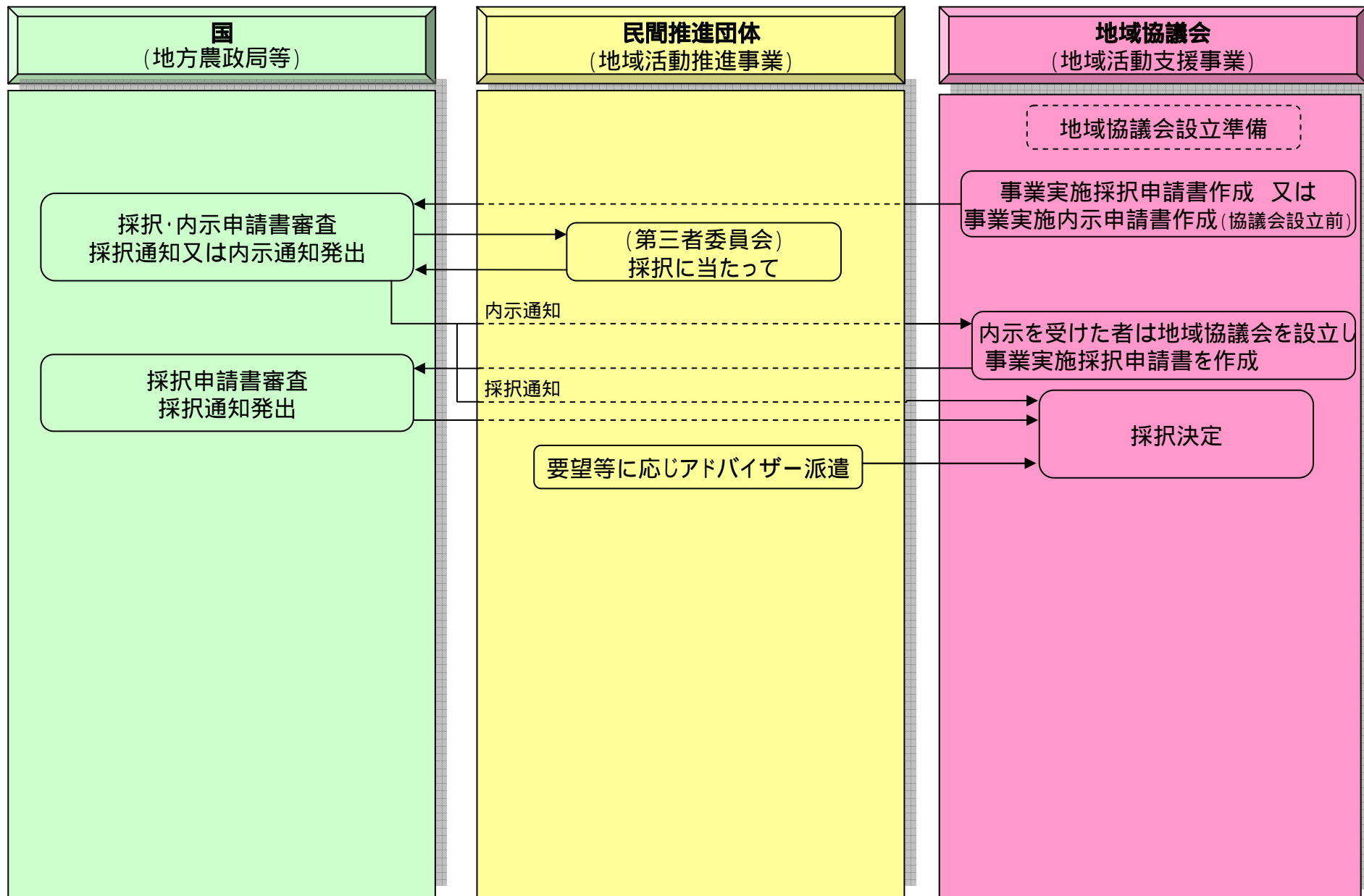
地域活性化・都市と農山漁村の交流等を通じた自立的な活動の展開(モデル地区の追加(50地区程度))

州圏<総巡

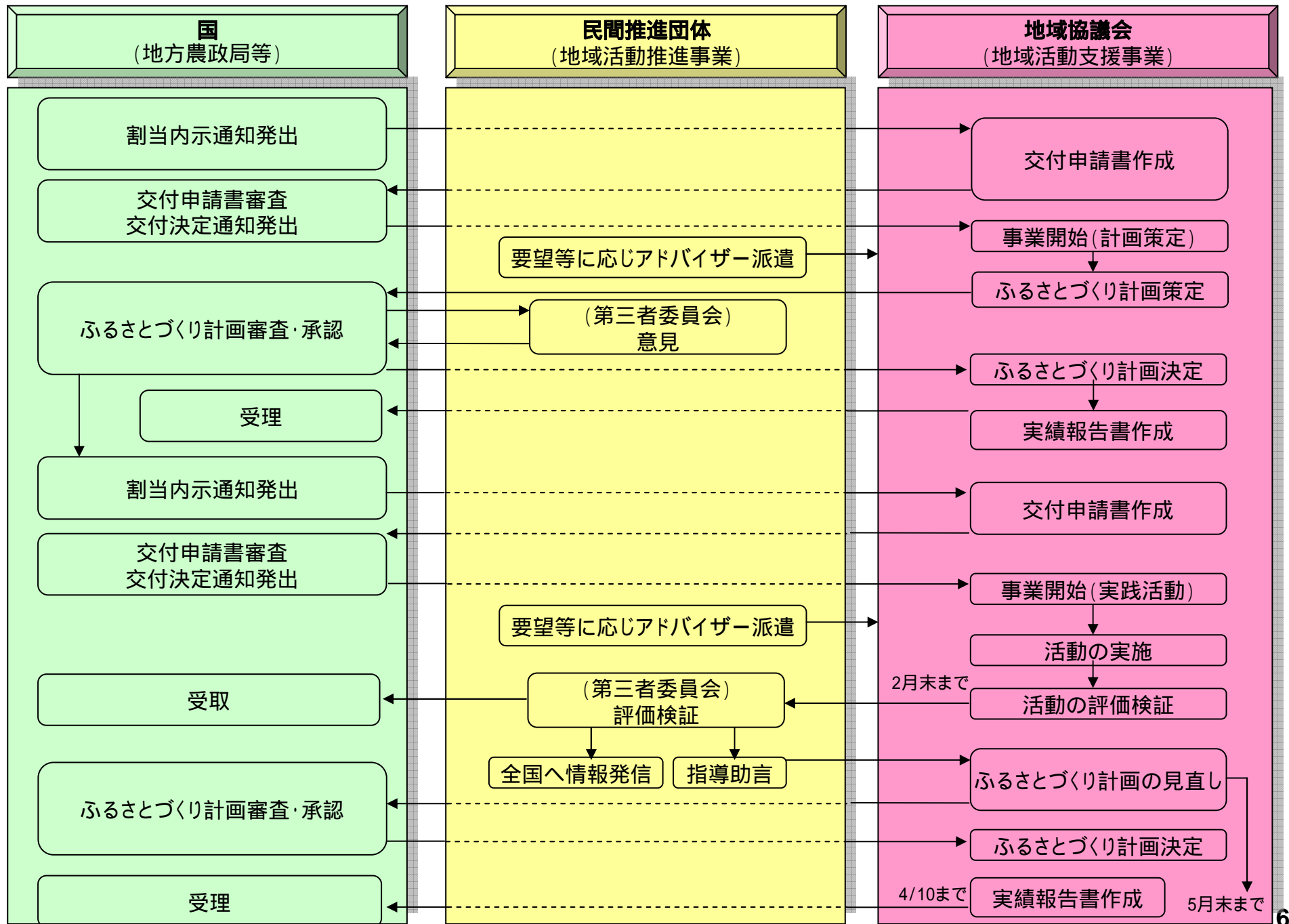
持続可能で活力ある農山漁村の実現
(美しい農山漁村景観、伝統芸能の復活、地域ブランドの確立等)

2. 事業実施手続きの流れ

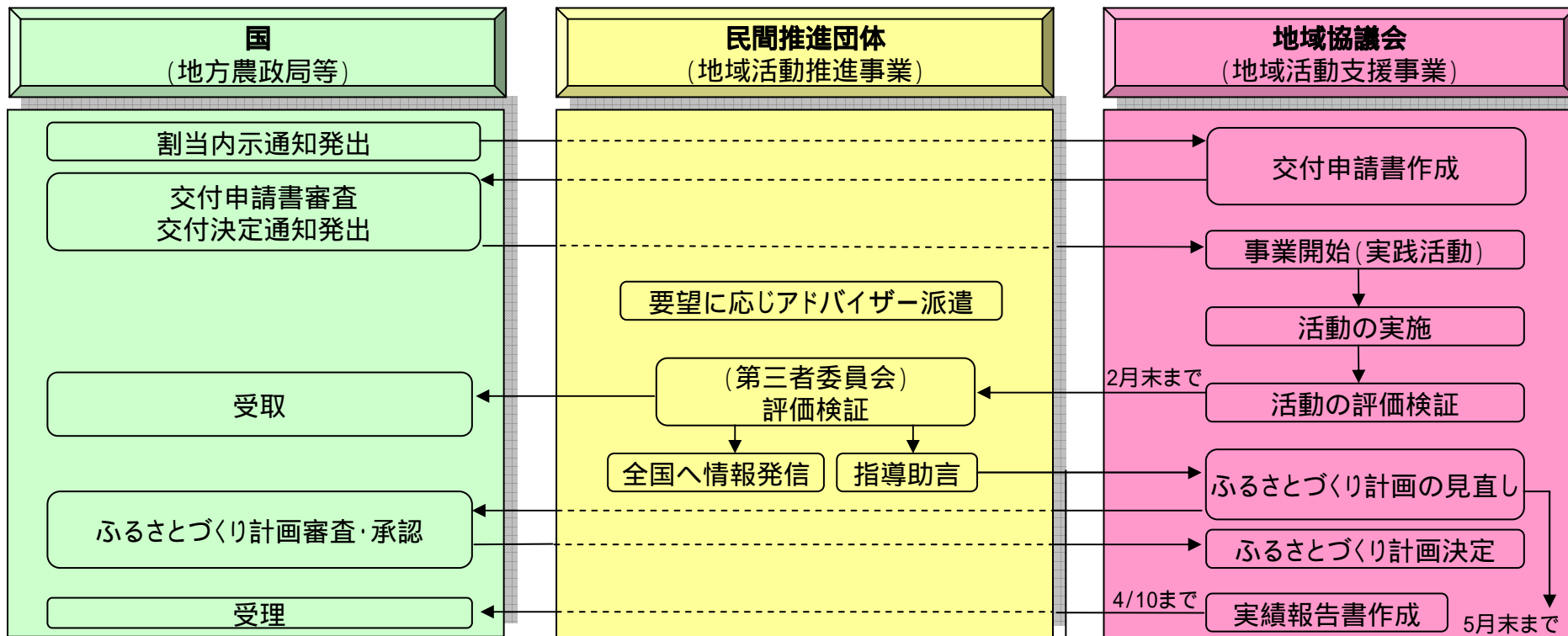
< 採択(平成20年度) >



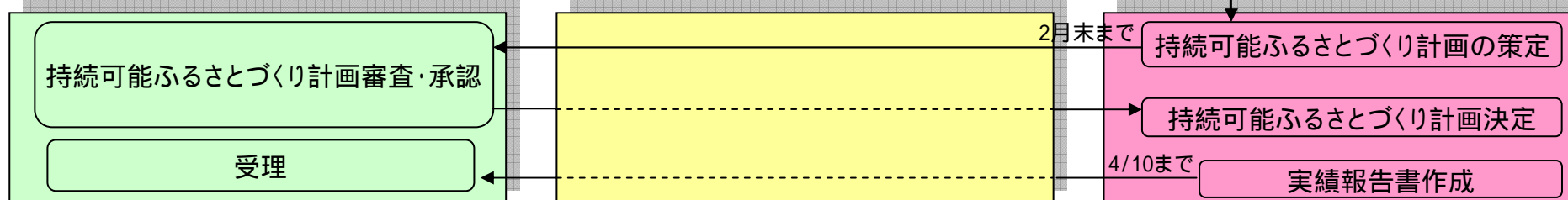
< 1年目(平成21年度) >



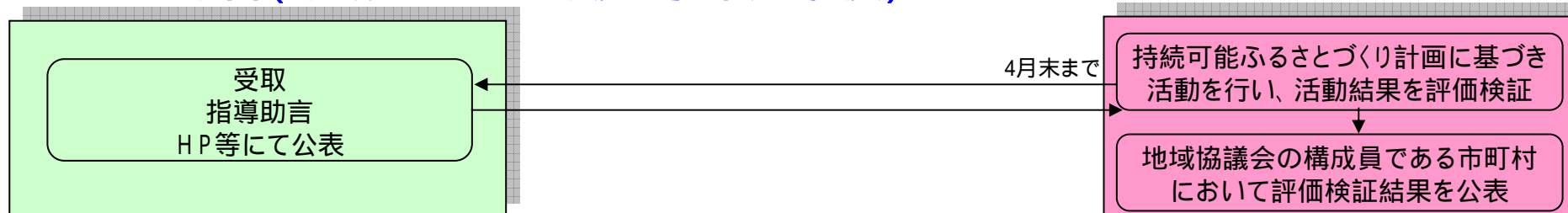
< 2 ~ 4年目 (平成22 ~ 24年度) >



(4年目 (平成24年度)のみ)



< 5 ~ 9年目 (平成25 ~ 29年度:事業完了後) >



3. 活動内容及び活動事例

本事業の実施に当たっては、以下の3つの活動内容の何れか(複数でも可)に沿った、農山漁村の有形無形の地域資源の保全、継承、活用のための活動であって、地域活性化や都市と農山漁村の交流に資する活動であることが要件となります。

活動内容1: 農林漁業に関連した農山漁村の伝統文化の保全、復活等に向けた活動



農林漁業に関する伝統的な祭りを核とした活動
(お田植え祭り、収穫祭等)



農山漁村の伝統的な技術、技能を核とした活動
(木竹工、漆芸、染織等の伝統的工芸技術等)



農山漁村の伝統的な生活習慣を核とした活動
(野焼き、虫送り、嫁入り水路、鎮守の森の保全等)



農山漁村の伝統的な芸能を核とした活動(農村歌舞伎、踊り、神楽、太鼓等)



農山漁村の歴史・伝承を核とした活動(民話の郷、語り部の継承等)

活動内容2: 個性的で魅力ある地域固有の風景づくり等に向けた活動



農林漁業により形成された風景を核とした活動
(水田景観、畑地景観等)



農山漁村の居住空間により形成された風景を核とした活動
(農山漁村の伝統的な建物群(茅葺き屋根、石垣等)の景観等)

活動内容3: 農山漁村に存在する地域資源を活用した村おこしに係る活動



古民家・廃校等を利用した宿泊者の受け入れを核とした活動(農林漁家宿泊体験、農林漁業体験等)



地域の農林水産物、特産品等の活用を核とした活動
(伝統野菜の復活、地域の特徴的な農林水産物を使った加工品開発、郷土料理等)



地域の魅力的な農山漁村資源の活用を核とした活動(水車、ホタルの郷、田んぼの学校、棚田等)

4. 助成対象経費

助成対象経費については、農山漁村地域力発掘支援モデル事業実施要綱要領、農山漁村地域力発掘支援モデル事業交付要綱に基づき適正な執行を行うものとします。

【地域活動支援事業における助成対象経費】

区 分	経 費
1. 賃金	臨時に雇用される事務補助員
2. 報償費	謝礼金
3. 旅費	普通旅費(活動に必要不可欠なものに限る)、特別旅費(委員等旅費、日額旅費)
4. 需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、会議費
5. 役務費	通信運搬費、筆耕翻訳料、保険料
6. 委託料	コンサルタント等の委託料(委託する方が効率的な場合に限る)
7. 使用料及び賃借料	土地建物、自動車、会議用会場、駐車場、物品等の使用料、借料及び損料並びに有料道路通行料
8. 備品購入費	庁用器具類購入費
9. 技術員手当等	事業に直接従事する職員に対する技術員手当等(退職手当を除く)
10. 共済費	技術員手当等が支弁される者に対する共済組合負担金及び保険料、賃金が支弁される者に対する社会保険料
11. 補償費	一時的に必要な仮設的用地の借地料
12. 資材等購入費	活動の実施に当たり、必要な資材・材料(酒類は除く)の購入費
13. 機械賃料	活動の実施に当たり、作業機械・機材等の賃料に係る経費
<p>上記経費及びその支出に係る契約方式等については、地域協議会の構成員である市町村において使用される単価、歩掛かり、契約基準等に基づくこととし、当該地域の実情及び事業の趣旨に則した適正な執行を行うものとする。</p>	

注意事項

【助成対象とならない経費】

以下に掲げる経費は、助成の対象から除外されます。

- ・地域協議会の構成員である団体の経常的運営に要する経費
- ・事務所借料(光熱費、水道代を含む)
- ・菓子折や各種金券などによる謝礼
- ・個人財産の形成に資する各種経費
- ・役員報酬
- ・社会通念上、不適切な経費

5. 助成金の会計経理

助成金は原則事業完了後の精算であり、財務省との協議が整えば一部出来高に応じた概算払も可能となりますが、事業開始に当たってあらかじめ所要の運転資金の確保しておくことが必要です。最終的な助成額は、評価検証結果報告書及び実績報告書の提出を受けて決定し、精算を行います(概算払を行った場合は残りの額を精算)。

本事業は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の適用を受けるため、助成対象活動に要する経費について、領収書等の証拠書類について確認を行います。
 地域協議会は会計検査院の受検対象団体となりますので、適正かつ厳格な会計処理が求められます。
 本事業の実施に当たり最低限整理頂きたい事項について、様式及び記載例を示します。
 (別紙「会計経理基礎資料」参照)

【助成金の会計経理】

助成金の会計処理については、以下の事項を充足する必要があります。

- ・地域協議会規約の中に会計処理規程を定めること。
- ・助成金を受ける独立した口座、帳簿を設けること。
- ・金銭の出納は、金銭出納簿により行うこと。
- ・支払いの証拠となる領収書を整理すること。

なお、領収書は以下の5点を充足することが望まれます。

- 領収書の宛名(宛名には地域協議会名が記載されていること。個人名、上様等は好ましくない)
- 支払いの日付
- 支払い金額
- 支払い対象(購入した物品等の内容が明確なもの。お品代、一式等は好ましくない)
- 領収書発行者の氏名又は名称及び押印

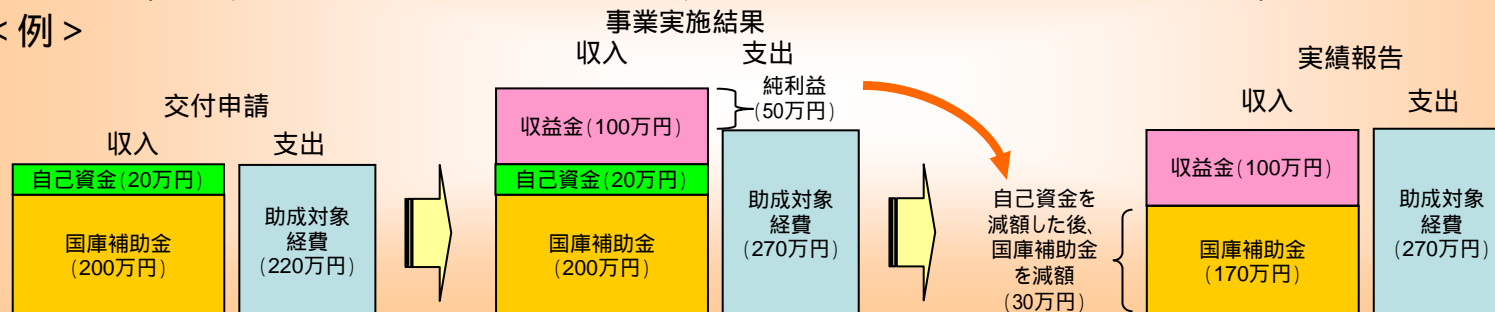
【助成金の繰り越し】

本事業は4年間の継続事業ですが、助成金は単年度毎の交付ですので、次年度への繰り越しはできません。

【事業実施により収益(純利益)が生じた場合】

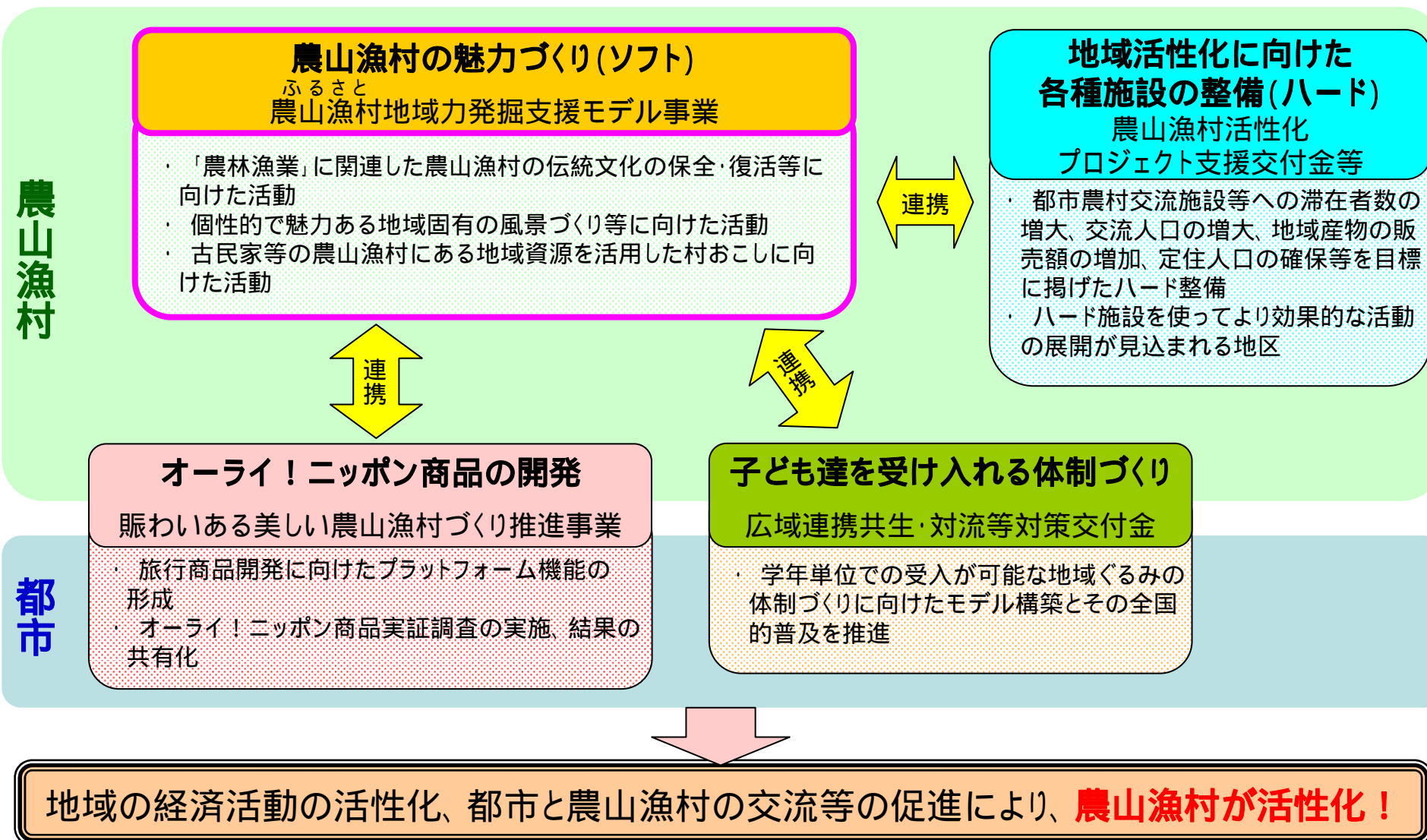
本事業の実施により収益(純利益)が生じた場合は、純利益相当額を助成額から減額(自己資金がある場合は自己資金から減額)することになります。なお、本事業の実施により得た収益は、地域協議会の収益として計上してください。

<例>



6. 他事業との連携

本事業では、他の補助事業等の実施地区と連携し、将来的に自立し、持続可能な地域づくりを目指す取組を推進します。



7. 問い合わせ先

本事業の内容、申請方法等について、ご不明な点がございましたら、お気軽にお近くの地方農政局等にお問い合わせください。(北海道については、農林水産省本省までお問い合わせください。)

地方農政局等	窓口	連絡先
東北農政局 (住所:宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎)	農村計画部 農村振興課	Tel 022-263-1111(内線4445、4118) Fax 022-715-8217
関東農政局 (住所:埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館)	農村計画部 農村振興課	Tel 048-740-0490、048-740-0480 Fax 048-740-0082
北陸農政局 (住所:石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎)	農村計画部 農村振興課	Tel 076-263-2161(内線3423、3418) Fax 076-263-0256
東海農政局 (住所:愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2)	農村計画部 農村振興課	Tel 052-201-7271(内線2514) Fax 052-220-1681
近畿農政局 (住所:京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町 京都農林水産総合庁舎)	農村計画部 農村振興課	Tel 075-451-9161(内線2415、2419) Fax 075-451-3965
中国四国農政局 (住所:岡山県岡山市下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎)	農村計画部 農村振興課	Tel 086-224-9416(内線2548、2524) Fax 086-227-6659
九州農政局 (住所:熊本県熊本市二の丸1-2 熊本合同庁舎)	農村計画部 農村振興課	Tel 096-353-3561(内線4322、4316) Fax 096-359-7321
内閣府沖縄総合事務局 (住所:沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館)	農林水産部 土地改良課	Tel 098-866-1652(直通) Fax 098-860-1194
農林水産省本省 (住所:東京都千代田区霞が関1-2-1)	農村振興局 農村政策部 都市農村交流課	Tel 03-3502-5946(ダイヤルイン) Fax 03-3595-6340
全国土地改良事業団体連合会(全国水土里ネット) (住所:東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館2F)	企画研究部	Tel 03-3234-5480(直通) Fax 03-3234-5670